「札幌市妊娠・出産寄り添い給付金に係る事務処理等委託業務」

公募型企画競争に関する質問及び回答

No.	質問内容	回答
1	全般 各業務の「責任者」(MG)、「業務管理	業務の遂行に支障のない範囲で兼務して差し支
	者」(SV)について、兼務は可能でしょうか。	えありません。
2	全般 データ加工・管理業務、および申請書、	原則、再委託は認めません。
	審査結果通知書等作成・発送業務について、再	
	委託は可能でしょうか。	
3	令和 5 年度受付されたデータにつきまして、令	2 重支給防止等の観点からも引継ぎをしていた
	和6年度にデータを引き継ぐ想定はありますで	だく予定です。
	しょうか。	
	例) 妊娠時給付は行われたが、出産時給付は行	
	われていないデータ	
4	仕様書 P1 3	各業務の従事者数は公表しておりませんが、全
	今年度の各業務(事務センター運営業務、コー	体で 66 名体制でした。仕様書の内容を担保で
	ルセンター運営業務、データ加工・管理業務)の	きる体制をご提案ください。
	従事者数をご教示ください。	
5	仕様書 P1 3	現在、受託している事業者と作成したマニュア
	各業務の業務マニュアルはありますでしょう	ルはありますが、改めて調整する必要はありま
	か。	す。
6	仕様書 P1 3	こちらで業務研修を行う予定はありません。
	各業務の業務研修はありますでしょうか。	
7	仕様書 P2 6(2)	見込みの件数であり、20%を超えた場合でも受
	「不備率は、支給申請数の20%までを本業務委	託者で対応していただくことになりますが、
	託の対象処理件数とする」とありますが、20%	20%を大幅に超える場合には協議の上、委託者
	を超える場合、不備対応は受託者ではなく委	にて対応します。
	託者にて実施することになるのでしょうか。	なお、今年度の不備率は約7%です。
8	仕様書 P2 7 (3)	ご指摘ありがとうございます。
	受託者の責務受託者は、以下の認証を事業開始	提案説明書の記載の通り「いずれか」の表記が
	時までに取得し、その写しを委託者に提出する	正しいです。仕様書については修正し差し替え
	ものとする。とありますが、公募型企画競争提	ました。
	案説明書のP2(3) ウの記載が、受託者の責務受	
	託者は、以下の認証のいずれかを事業開始時ま	
	でに取得し、その写しを委託者に提出するもの	
	とする。	
	となっておりますが、どちらの表記が正しいか	
	ご教授いただきたい。	

9	仕様書 P3	常駐は要しませんが、不在の場合でも同程度の
	業務責任者について、責任者 (MG) は現場 (札幌	体制をとる必要があります。
	市内)への常駐が必要でしょうか。	委託先との連絡調整等について、責任者(MG)の
	また常駐不要の場合、委託先との連絡調整や業	不在時に業務管理者(SV)が行うこととしても
	務状況の報告を業務管理者(SV)がおこなって	差し支えありません。
	も構わないでしょうか。	
10	仕様書 P3 8	「業務従事者一覧」に業務責任者であることの
	「業務責任者の経験を証明できるもの」とは、	明示、業務名称(内容)、期間等がわかるもので
	受託した実績の「業務従事者一覧」で宜しいで	あれば問題ありません。
	しょうか。	
11	仕様書 P4 10 (5)	返信用封筒については後納郵便となっておりま
	各種書類を送付する際の郵送料について、受託	すので、委託者の負担になります。受託者の負
	者が負担とありますが、対象人数 22,000 人分と	担となる郵送料は事務センターから発送する分
	返信封筒分(同数)を含め郵送料は44,000件分	になります。想定通数としては、P21(5)ア~P22
	の郵送代負担(概算)の認識で良いでしょうか。	にかけて記載してある送付用封筒の作成件数と
		同等で見込んでください。
12	仕様書 P5	コールセンターの履行時間と同じで想定してお
	事務センターの履行時間に決まりはありますで	ります。
	しょうか。(コールセンターの履行時間と同じで	
	よいでしょうか。)	
13	仕様書 P5 3 (1)	申請書の返送先について、返信用封筒の印字と
	申請書受付関係処理について、返信用封筒に記	しては担当部署宛で記載していますが、事務セ
	載される申請書の返送先は市役所宛でしょう	ンターに到着するよう郵便局に登録します。
	か。	
	もしくは私書箱を設けるなどして直接受託者の	
	受け取りでしょうか。	
14	仕様書 P6 3(1)	原則、郵送での受付となりますが、市の窓口に
	申請書の受付は郵送のみという理解で合ってお	持ち込まれることもあります。その際は、二次
	りますでしょうか。場合によっては住民さまが	審査が必要な書類の搬送のやり取りをする際に
	貴市窓口へ持参される可能性もございますか。	連携いたします。
15	仕様書 P6 3(2)ア	ご認識の通りです。
	「委託者が必要と判断した申請者については委	
	託者にて二次審査を行う」とありますが、原則	
	としては受託者において記載の①~⑧の項目を	
	含む確認と、イとして記載の不備対応を行った	
	うえで、解消しない申請について、委託者にて	
	二次審査を行うということになるでしょうか。	
16	仕様書 P7 3(2)イ	

・入力データのチェック項目「②統合によるア |・ご認識の通りです。 ンマッチの確認」とは、申請者記入の金融口座 情報と、最新の金融機関または支店の統廃合状 況の照合確認という理解でよろしいでしょう か。 ・「複数回架電しても繋がらない対象者につい ・不備通知を送付いたします。 ては、受託者と委託者で事前に協議した方法に より対応する」とのことですが、過去の類似案 件では具体的にどのような対応をされたのかご 教示いただけませんでしょうか。 仕様書 P8 3(2)エ 指定はありません。 17 申請書、添付物の画像納品のデータ形式 PDF 形式で問題ございません。 (.JPG、.PNG など) に指定はございますか。ま た、PDF 形式だと問題ございますか。 仕様書 P9 3(2) オ(3) 次のような手段を想定しています。 18 二次審査に必要な書類の契約者間での受け渡し ①受託者が引き渡し書類に係る確認票を作成。 方法について、貴市にて想定されている手段が ②受託者が用意したケースを用意し、確認票と ありましたら、ご教示ください。 書類を入れ、施錠し運搬。 ③委託者が開錠。確認票と書類の内容が一致し ていることを確認。 ④委託者が確認票にサインし、ケースとともに 受託者へ返却。 仕様書 P10 指定はありませんが、ナビダイヤルの使用は推 19 電話設備について、コールセンターで使用する 奨しません。 電話回線に指定はありますでしょうか。 例)フリーダイヤル、ナビダイヤル等 仕様書 P13 3(1)~(4) (1)毎月初めに、委託者より前々月に届け出を行 それぞれの書類等の発送の頻度、タイミング(毎 った方の1か月分のリストデータを提供し、月 末の発送に向けデータ加工を行っていただくこ 月月初等)をお示しください。 とを想定しています。 (2)(3)およそ7営業日毎に申請書の受付を締め、 リスト化・データ加工をしていただきますので、 月2~3回程度の作業となります。 (4)月に2~3回程度提供していただきます。 申請者への振込は札幌市が行います。今回の委 仕様書 P14(3) 託業務では、振込用のデータを作成していただ 申請書への振込まで受託者が行うのでしょう か。 きます。

22	仕様書 P16 4	現在、「大王 IJ70kg」の紙を使用しておりますの
	(1)~(4)に記載の書類について、「刷色、紙質に	で、紙質が同程度のものを使用してください。
	ついては契約締結後に委託者から別途示す」と	刷色については、表4色×裏4色の掛け合わせ
	ありますが、見積金額に影響がございます。見	となっております。
	積用に、仕様をお示しいただけないでしょうか。	
23	仕様書 P16 4(1)イ	可能です。
	申請書について管理番号は付与されるか、もし	
	くは番号を付与することは可能でしょうか(申	
	請書返送後、審査時の作業効率化のため)	
24	仕様書 P17 4(1)エ	迅速性、正確性のため機械封入を必須としてお
	封入・封緘について、封入・封緘作業は必ず機械	ります。
	作業が必要でしょうか。	
	(封入・封緘作業を手作業でおこなっても構わ	
	ないか)	
25	仕様書 P18 4(1)エ b②	指定はありません。
	「封入封緘後、発送前に通知の種類別の数を貴	
	市へ報告する」とのことですが、発送前の条件	
	があればご教示願います。例:発送の1営業日	
	前の 16 時まで。	
26	仕様書 P18 4(1)カ	申請書の発送は毎月行われますので、契約履行
	申請書等の発送が一括でない場合、「余った送付	期限を迎えた段階で余った封筒類については、
	用封筒及び返信用封筒の貴市への納品」は、す	市へ納品いただくことになります。
	べての発送が完了した時点となる認識でよろし	
	いでしょうか。また一括発送である場合、返納	
	対象となる「余った送付用封筒及び返信用封筒」	
	は、それぞれ申請書等発送用の22,00通からの	
	残分となるでしょうか。	
27	仕様書 P22	返信用封筒の送料は、後納郵便で委託者負担で
	返信用封筒について、送料の取り扱いはどのよ	す。
	うになりますか。	
	(料金後納、切手貼付、返送者負担等)	
28	仕様書 P22 4(5)ア	ご指摘ありがとうございます。
	送付用封筒の数量について、申請書類計22,000	仕様書 P19 4(2)イ c において、「①と②の合計
	通、支給・不支給決定通知書 24,200 通、不備通	の予定通数は給付予定対象者数で示す数の
	知書 4,400 通、勧奨通知 2,200 通の合計 52,800	110%とする。」とありますが、4(2)ア b で示して
	通ではないでしょうか。	いる通り、「①と②の合計の印刷・印字予定枚数
		は給付予定対象者数で示す数と同数とする。」が
		正しいです。仕様書については修正いたしまし

		た。
		そのため、送付用封筒の数量について、申請書
		類計 22,000 通、支給・不支給決定通知書 22,000
		通、不備通知書 4,400 通、勧奨通知 2,200 通の
		合計 50,600 通になります。
29	仕様書 P25 2(1)	特段決めはございません。
	「作成したマニュアル類 (更新したものも含む)	
	は使用開始前に委託者に提出し」とのことです	
	が、目安として使用開始の何営業日前までに提	
	出すればよろしいでしょうか。	